



地域未来投資促進法 支援制度のご案内

R7.4

山口県地域未来投資促進基本計画 山口県及び19市町策定

地域経済牽引事業を様々な支援制度で応援します

？ 地域未来投資促進法とは

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する事業者に対し、様々な支援を行うものです。

支援制度の内容は、『①支援制度』を参照

対象となる事業は、『②対象事業』を参照

1 支援制度

■ 設備投資に対する支援措置

■ 法人税の課税の特例

国税

先進性を有する事業に必要な設備投資に対し、税額控除や特別償却により設備投資を行った初年度の法人税の負担が軽減されます。

【適用期限：令和9年度末まで】

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

		機械装置・器具備品		建物・附属設備・構築物	
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
上乗せ 類型B	○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること ○ パートナースhip構築宣言の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乗せ類型A①②の要件を両方満たし、労働生産性の伸び率と投資収益率が5%以上	50%	6%		
上乗せ 類型A ①②③	① 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ② 直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上で、3億円以上の付加価値額を創出すること ③ 【地域経済の成長と発展に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、 労働生産性の伸び率＆投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること（※） （ただし、未来法上の中小企業者は労働生産性の伸び率は4%以上とする） （地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について）	50%	5%	20%	2%
通常類型	○ 設備投資額が1億円以上であって、総額が前年度減価償却費の25%以上であること（※） ○ 事業に先進性があること（労働生産性の伸び率4%以上、または、投資収益率5%以上）等	35%	4%		

・被災自治体向けの「災害特例」については、先進性に係る要件が緩和されております。

・上乗せ類型A③は、地域経済牽引事業の計画承認日が令和7年4月1日以降である必要があります。

（※）事業計画の承認日が令和7年3月31日以前である場合、経過措置として、上乗せ類型Aで求められる「1億円以上の付加価値額を創出すること」に関する要件は不要になります（A②除く）。また、通常類型においても「設備投資額が2,000万円以上であって、総額が前年度減価償却費の20%以上であること」となります。

■ 地方税の課税免除

県税

市町税

先進性を有する事業※1に必要な土地・家屋等の取得（取得価額の合計が1億円超※2に限る）に対し、地方税（不動産取得税・固定資産税）が一部免除されます。

税目	対象	支援措置	備考
【県税】不動産取得税	土地・家屋	課税免除	
【市町税】固定資産税	土地・家屋・構築物	課税免除（3年間）	一部市町のみ

※1 地域未来投資促進法第25条における『主務大臣が定める基準』に適合することにつき、国の確認が必要

※2 農林漁業及びその関連業種は5千万円超

■ その他の支援措置

- ・ 事業承継に係る融資を受ける際、経営者保証を不要とする信用保証制度
- ・ 地域団体商標の登録料等の減免 など

2 対象事業

最長
5年

■地域経済牽引事業計画期間内であること

- ・最長5年間

■促進区域内での計画であること

- ・促進区域»山口県全域

山口県
全域が
対象

地域の
特性
を活用

■地域の特性を活用した計画であること

- ・産業の集積（基礎素材、輸送用機械、環境・エネルギー、医療等）を活用した成長ものづくり分野
- ・産業インフラ（道路網、港湾、工業用水等）を活用した成長ものづくり分野
- ・県内農林水産物や加工品等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ・DX推進拠点「Y-BASE」等のノウハウを活用したデジタル分野
- ・多彩な観光資源やエネルギーインフラを活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ・豊かな自然環境等の地域資源を活用した脱炭素エネルギー分野
- ・県内大学等における医療・健康福祉関連の研究から得られる知見を活用したヘルスケア分野



瀬戸内のコンビナート



医療・健康福祉
関連研究



山口グッと産品



DX推進拠点「Y-BASE」



国宝
瑠璃光寺五重塔



森林バイオマス

■高い付加価値を創出する計画であること

- ・付加価値増加額が5年間で5,013万円を上回ること

※付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課

高い
付加価値
を創出

■地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること

※数値は5年計画の場合

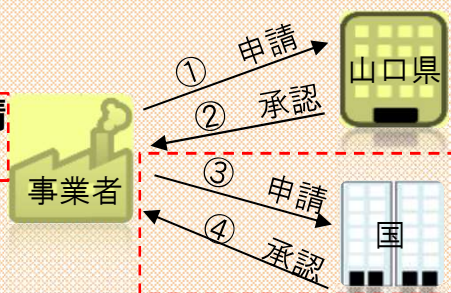
項目	相当の経済的効果
取引額	3.5%以上増加 or 6,800万円以上増加
売上げ	3.5%以上増加 or 6,800万円以上増加
雇用者数	10%以上増加 or 5人以上増加
給与支払額等	12%以上増加 or 2,200万円以上増加

相当の
経済的
効果

3 手続き

- ① 事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、県に申請
- ② 県が計画を承認
- ③ 事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し国に申請
- ④ 国が「確認書」を交付
- ⑤ 各支援制度の活用

※③④は、設備投資に対する支援制度を利用する場合にのみ必要です。
※計画の申請にあたっては、事前にお問い合わせ先へご相談ください。



お問い合わせ先

山口県 産業労働部 産業政策課

山口県 地域未来投資促進法

検索

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 TEL：083-933-3166

MAIL：a16100@pref.yamaguchi.lg.jp

